消費者契約法の一部を改正する法律案要綱

第一　目的

この法律の目的に、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることを加えること。

（第一条関係）

第二　定義

この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた者をいうものとすること。

（第二条第四項関係）

第三　差止請求権

一　適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求

することができるものとすること。

（第十二条第一項及び第二項関係）

二　適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができるものとすること。

（第十二条第三項及び第四項関係）

三　一又は二による差止請求は、次に掲げる場合には、することができないものとすること。

1　当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合

2　他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等につき既に確定判決等（訴えを却下した確定判決等を除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、第四の一の1の認定が第四の三の5の(一)の(4)に掲げる事由により取り消されたとき等は、この限

りでないものとすること。（第十二条第五項関係）

四　三の2本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後等に生じた事由に基づいて三の2本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げないものとすること。（第十二条第六項関係）

第四　適格消費者団体

一　適格消費者団体の認定等

1　適格消費者団体の認定

差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとし、その認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならないものとすること。（第十三条第一項及び第二項関係）

2　認定の要件

内閣総理大臣は、1の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、その認

定をすることができるものとすること。

（一）特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。

（二）消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

（三）差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

（四）その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款等で定めるその決定の方法が①当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること及び②差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

(2)　理事の構成が①理事の数のうちに占める特定の事業者の関係者の数の割合が三分の一を超えていること又は②理事の数のうちに占める同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていることのいずれかに該当するものでないこと。この場合において、(二)に掲げる要件に適合する者は、①又は②に規定する事業者に該当しないものとみなすこと。

（五）　差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者及び法律に関する専門的な知識経験を有する者（以下「専門委員」と総称する。）が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

（六）　差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

（七）　差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

（第十三条第三項関係）

3　業務規程

業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法等が定められていなければならないものとすること。この場合において、差止請求関係業務の実施の方法には、２の㈤の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならないものとすること。（第十三条第四項関係）

４　欠格事由

次のいずれかに該当する者は、１の認定を受けることができないものとすること。

㈠　消費者の利益の擁護に関する法令等に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

㈡　三の５の㈠に掲げる事由により１の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人等

㈢　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

（四）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

（五）政治団体（政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体をいう。）

（六）役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、若しくは消費者の利益の擁護に関する法令等に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者等又は暴力団員等に該当する者のある法人　（第十三条第五項関係）

5　認定の申請

1の申請は、名称及び住所等の所定の事項を記載した申請書を、定款、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類等の添付書類とともに、内閣総理大臣に提出してしなければならないものとすること。　（第十四条関係）

6　認定の申請に関する公告及び縦覧等

内閣総理大臣は、5の認定の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び所定の事項を公告するとともに、所定の書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならないものとするほか、5の認定の申請をした者について暴力団員等がその事業活動を支配する法人等に該当する疑いがある

と認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとすること。（第十五条関係）

7　認定の公示等

（一）内閣総理大臣は、1の認定をしたときは、当該適格消費者団体の名称等を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとすること。（第十六条第一項関係）

（二）適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならないものとすること。（第十六条第二項関係）

（三）適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用いること等をしてはならないものとすること。（第十六条第三項関係）

8　認定の有効期間等

1の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とし、その満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならないものとすること。（第十七条関係）

9　変更の届出

適格消費者団体は、５の所定の事項又は添付書類に記載した事項に変更があったときは、その変更が所定の軽微なものであるときを除き、遅滞なく、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならないものとすること。

（第十八条関係）

10　適格消費者団体に係る合併又は事業の譲渡の届出及び認可等

適格消費者団体に係る合併又は事業の譲渡に係る届出及び認可等に関し、所要の規定の整備を行うものとすること。

（第十九条及び第二十条関係）

11　解散の届出等

適格消費者団体が所定の事由により解散した場合又は差止請求関係業務を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとするとともに、内閣総理大臣は、当該届出があったときは、その旨を公示するものとすること。

（第二十一条関係）

12　認定の失効

適格消費者団体について、１の認定の有効期間が経過したとき、11に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときその他所定の事由が生じたときは、１の認定は、その効力を失うものとするこ

と。（第二十二条関係）

二　差止請求関係業務等

1　差止請求権の行使等

（一）適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならず、それを濫用してはならないものとすること。（第二十三条第一項及び第二項関係）

（二）適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとすること。（第二十三条第三項関係）

（三）適格消費者団体は、次に掲げる行為その他差止請求に関し所定の手続に係る行為がされた場合には、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容等を内閣総理大臣に報告しなければならないものとすること。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみ

なすものとすること。

(1) 第五の一による差止請求をしたとき、その他裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

(2) 差止請求に係る訴えの提起等、判決の言渡し等又は上訴の提起等があったとき。

(3) 差止請求に係る判決等が確定したとき、差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき、その他差止請求に係る訴訟等が終了したとき。

(4) 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。

(5) 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の所定の手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

（第二十三条第四項関係）

(四) 内閣総理大臣は、(三)の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の所定の方法

により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要等を伝達するものとすること。

（第二十三条第五項関係）

（五）適格消費者団体について、第三の三の２本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができないものとすること。

（第二十三条第六項関係）

２　消費者の被害に関する情報の取扱い

適格消費者団体は、差止請求権の行使に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならないものとすること。

（第二十四条関係）

３　秘密保持義務

適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。（第二十五条関係）

４　氏名等の明示

適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、当該業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、当該団体の名称、自己の氏名及び役職等を、その相手方に明らかにしなければならないものとすること。

（第二十六条関係）

5　判決等に関する情報の提供

適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならないものとすること。

（第二十七条関係）

6　財産上の利益の受領の禁止等

(一)　適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならないものとすること。

(1)　差止請求に係る判決又は民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

(2) 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法第百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

(3) 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

(4) 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

(第二十八条第一項関係)

(二) 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならないものとすること。

(第二十八条第二項関係)

(三) 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならないものとすること。

(第二十八条第三項関係)

(四) (一)から(三)までに規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受け

させてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれないこと。

（第二十八条第四項関係）

(五) 適格消費者団体は、(一)の(1)から(4)までに規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならないものとすること。

（第二十八条第五項関係）

(六) 適格消費者団体は、その定款等において、差止請求関係業務を廃止し、又は一の1の認定の失効若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体等に帰属させる旨を定めておかなければならないものとすること。

（第二十八条第六項関係）

7 業務の範囲及び区分経理

(一) 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款等の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができるものとすること。

（第二十九条第一項関係）

（二）　適格消費者団体は、所要の区分経理を行わなければならないものとすること。

（第二十九条第二項関係）

三　監督

1　帳簿書類の作成及び保存

適格消費者団体は、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないものとすること。

（第三十条関係）

2　財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等

（一）　適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならないものとすること。

（第三十一条第一項関係）

（二）　適格消費者団体は、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならないものとすること。

（第三十一条第二項関係）

(三)　適格消費者団体の事務所には、財務諸表等、寄附金に関する事項等を記載した書類、(二)の調査の方法及び結果が記載された調査報告書その他所定の書類を備え置かなければならないものとするとともに、適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、所定の書類を内閣総理大臣に提出しなければならないものとすること。

（第三十一条第三項及び第六項関係）

(四)　何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、(三)の事務所に備え置く書類の閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付等の請求をすることができるものとするとともに、当該請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができないものとすること。

（第三十一条第四項及び第五項関係）

3　報告及び立入検査

内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとすること。　（第三十二条関係）

4　適合命令及び改善命令

(一) 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、一の2の(二)から(七)までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第三十三条第一項関係)

(二) 内閣総理大臣は、(一)に定めるもののほか、適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第三十三条第二項関係)

5 認定の取消し等

(一) 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、一の1の認定を取り消すことができるものとすること。

(1) 偽りその他不正の手段により一の1の認定、一の8の認定の有効期間の更新等を受けたとき。

(2) 一の2に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 一の4(二)を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第三の三の2本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

(5) 第三の三の2本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(7) 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が二の6の(二)又は(三)の規定に違反したとき。

(第三十四条第一項関係)

(二) 適格消費者団体が、二の1の(三)の規定に違反して同(三)の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同(三)の(5)に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について(一)の

(4)に掲げる事由があるものとみなすことができるものとすること。（第三十四条第二項関係）

(三)　第三の三の２本文に掲げる場合であって、当該他の適格消費者団体に係る一の1の認定が、一の12に掲げる事由により既に失効し、又は(一)に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し(一)の(4)に掲げる事由があったと認められるとき（(二)の規定により(一)の(4)に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることができるものとすること。（第三十四条第三項関係）

6　差止請求権の承継に係る指定等

適格消費者団体について、第三の三の２本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、一の1の認定が、一の12に掲げる事由により失効し、又は5の(一)に掲げる事由により取り消されるときその他所定の事由が生じたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとし、当該差止請求権は、その指定の時においてその指定を受けた適格消費者団体が承継することとする等、

適格消費者団体に係る差止請求権の承継について所要の規定の整備を行うものとすること。

（第三十五条関係）

四　補則

1　規律

適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならないものとすること。

（第三十六条関係）

2　官公庁等への協力依頼

内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとすること。

（第三十七条関係）

3　内閣総理大臣への意見

警察庁長官は、適格消費者団体について、暴力団員等がその事業活動を支配する法人等に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べること

ができるものとすること。

（第三十八条関係）

4　判決等に関する情報の公表

(一)　内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、二の1の(三)による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名称等を公表するものとすること。

（第三十九条第一項関係）

(二)　(一)に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他必要な情報を公表することができるものとすること。

（第三十九条第二項関係）

(三)　内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、(一)及び(二)の情報の公表に関する業務を行わせることができるものとすること。

（第三十九条第三項関係）

5　適格消費者団体への協力等

（一）　独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する所定の情報を提供することができるものとすること。

（第四十条第一項関係）

（二）　（一）の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとすること。

（第四十条第二項関係）

第五　訴訟手続等の特例

一　書面による事前の請求

（一）　適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の所定の事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができないものとすること。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでないも

のとすること。

（第四十一条第一項関係）

（二）（一）の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用するものとすること。

（第四十一条第三項関係）

二　訴訟の目的の価額

差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすものとすること。

（第四十二条関係）

三　管轄

差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しないものとすること。

（第四十三条関係）

四　移送

裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、

当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができるものとすること。

（第四十四条関係）

五　弁論等の併合

請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならないものとすること。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでないものとすること。

（第四十五条関係）

六　訴訟手続の中止

(一)　内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第三の三の２本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第四の三の５の(一)の(4)に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合（第四の三の５の(二)の規定により第四の三の５の(一)の(4)に掲げる事由があるものとみなすこ

とができる場合を含む。）であって、第四の三の５の㈠の規定による第四の一の１の認定の取消し等をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、当該差止請求に係る訴訟が係属する受訴裁判所に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとすること。

（第四十六条第一項関係）

㈡　内閣総理大臣は、㈠の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとすること。

（第四十六条第二項関係）

㈢　㈠の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで、訴訟手続を中止することができるものとすること。

（第四十六条第三項関係）

七　間接強制の支払額の算定

差止請求権について民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執

行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならないものとすること。

（第四十七条関係）

第六　罰則

所要の罰則を設けること。

（第四十九条から第五十三条まで関係）

第七　施行期日等

一　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとすること。

（附則第一項関係）

二　検討

政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附則第二項関係）